

業務委託契約書（案）

1. 業務名 南河内観光パンフレット作製業務委託
2. 履行期日 令和8年3月19日まで
3. 業務金額 金 円（うち、消費税等の額 円）
4. 契約保証金 無し

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、以下の条項により業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 発注者は、南河内観光パンフレット業務委託（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（仕様等）

第2条 受注者は、発注者受注者間で合意した仕様書に基づき、本業務を遂行するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 発注者は受注者に対して、本業務の遂行上必要な資料等を提出し、また情報を告知するものとする。

（検査及び引渡し）

第3条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく成果品を納品し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、成果品の納品後、直ちに検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格したときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

（委託料の支払い）

第4条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して頭書第3の業務金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

（本業務の増減および変更）

第5条 業務の増減および変更は発注者の指示に従い、これに伴う委託料および委託期間の変更については、別途協議する。

（著作権）

第6条 本契約により製作された成果物の著作権は、成果品の引渡しをもって、受注者から発注者に移転するものとする。

2 受注者は発注者に対し、成果物の発注者による使用が、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証する。

（秘密保持義務）

第7条 受注者の従業員は、本業務の遂行にあたり知り得た発注者の秘密を、本契約に定める目的

以外に第三者に漏洩し、利用してはならないものとする。これは本業務満了後も同様とする。

- 2 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報および発注者の許可を得た事項についてはこの限りではない。

(再委託)

第8条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届け出るものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき本業務を再委託する場合、秘密保持義務について受注者が負うのと同様の義務を再委託先に対して負わせなければならないものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者または受注者は、相手方が本契約に違反したときは、書面による通知により本契約を解除することができる。ただし、違反内容に関し相手方に正当な事由がある場合はこの限りではない。

- 2 発注者または受注者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に書面で通知をすることなく本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 手形又は小切手を不渡りとしたとき、その他支払の停止または支払不能の状態に陥ったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
- (3) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき
- (4) その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

(損害賠償)

第10条 発注者および受注者は、契約解除等により相手方に対して与えた損害を賠償する義務を負うものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じたときは、発注者及び受注者は誠意をもって協議して解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者